

平成31年 第1回

南会津地方環境衛生組合議会  
定例会  
会 議 録

南会津地方環境衛生組合議会

平成31年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会

議事日程

平成31年2月19日（火曜）午前10開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第3号から議案第6号を一括上程
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号 南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 南会津地方環境衛生組合火葬場及び霊柩車使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 平成31年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	湯 田 健 二	議員
3番	齋 藤 邦 夫	議員	4番	湯 田 良 一	議員
5番	室 井 亜 男	議員	6番	楠 正 次	議員
7番	山 岸 国 夫	議員	9番	湯 田 純 朗	議員
10番	菅 家 幸 弘	議員	11番	佐 藤 盛 雄	議員
12番	鈴 木 征	副議長	13番	五十嵐 司	議長

欠席議員（1名）

8番 星 光 久 議員

## 説明のための出席者

星	學	管	理	者	大	宅	宗	吉	副	管	理	者								
菅	家	三	雄	副	管	理	者	室	井	竜	典	会	計	管	理	者				
阿久津	正	治	事	務	局	長	阿	部	妙	子	総	務	課	長	兼	財	政	係	長	
星	邦	一	環	境	衛	生	課	長	兼	環	境	行	政	係	長					
書		記																		
大	塚	晃	司	総	務	課	財	政	係	副	主	査								

開会 午前9時57分

**◎開会の宣告**

○五十嵐 司議長

おはようございます。定刻前ですけれども、全員お揃いですので、会議を始めたいと思います。

都合により欠席届出のあった議員は8番、星光久君です。

ただいまから平成31年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を開会します。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

**◎開議の宣告**

○五十嵐 司議長

これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

**◎議事日程の報告**

○五十嵐 司議長

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については会議規則第47条の規定によって、質問の回数が3回と規定されておりますので、簡潔に質問されますよう、ご協力よろしく願いいたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

**◎会議録署名議員の指名**

○五十嵐 司議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、2番、湯田健二君、10番、菅家幸弘君を指名します。



### ◎会期の決定について

○五十嵐 司議長 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。



### ◎議案第3号から議案第6号を一括上程

○五十嵐 司議長

日程第3、議案第3号から議案第6号まで一括上程します。

本案について管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者星學君。

○星 學管理者

それでは、提案理由の説明を申し上げます。本日ここに、平成31年第1回、南会津地方環境衛生組合議会、定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合も統合により7年が経過しようとしておりますが、業務運営に関しましては、現在順調に運営されているところであります。

また、地域住民の生活環境の向上のため事業活動が円滑に推進するよう努力している所存でありますので、これからも議員の皆様方からのご指導、ご協力をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

議案第3号、南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本案は今年度組合が所有する南会津町山口字下荒町及び南会津町鶴巣字高平の土地について地目の変更及び土地の合筆等を行いました。

それに伴い西部衛生センター及び西部クリーンセンターの番地に変更が生じたため第18条表中の字句を修正するものであります。次に議案第4号、南会津地方環境衛生組合火葬場及び霊柩車使用条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例と同様に地目の変更及び土地の合筆等に伴い、西部斎苑の番地に変更が生じたため第2表表中の字句を修正するものであります。

次に議案5号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本案は規定の歳入歳出予算の総額はそのままとし、予備費による調整とさせていただくものであります。

まず第3款、衛生費のし尿処理費につきましては、需用費で2,200,000円追加、委託料で506,000円減額し、171,874,000円とするものです。

次にごみ処理費につきましては、需用費で2,780,000円追加、委託料で938,000円を減額し、549,193,000円とするものです。

続きまして第4款の予備費で3,536,000円の調整を行い、補正後の額を6,408,000円とし、歳出総額は補正前と変わらず1,019,112,000円とするものであります。

次に議案第6号平成31年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

本案は歳入歳出総額982,300,000円とし前年度より当初予算と比較しまして、32,122,000円の減であります。

それでは、歳入についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金は、908,216,000円で、前年度当初予算と比較して、31,477,000円の減であります。

次に、使用料及び手数料は、61,285,000円で、前年度と比較して、837,000円の減であります。

なお、その主な内容は、斎場使用料で794,000円の減額、収集運搬許可手数料で、51,000円の減額、し尿処理手数料で147,000円の減額、ごみ処理手数料で、155,000円の増額となっております。

次に、財産収入は、15,000円で財政調整基金の利息分であります。

次に、繰越金につきましては、10,000,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、2,784,000円で、歳計現金運用利子を1,000円見込み、雑入では2,783,000円を見込み計上した結果、前年度に比較して、189,000円の増であります。

よって、歳入合計は、982,300,000円で、前年度に比較して、32,122,000円の減であります。

続いて、歳出についての概要を、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、531,000円で前年度に比較して1,000円の減であります。

次に、総務費は、72,641,000円で、前年度に比較して、3,156,000円の減額となっております。

その主な内容といたしましては、職員退職手当負担金率の改定によるものでございます。

次に、衛生費は火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設の人件費及び管理運営費として、899,128,000円で、前年度に比較して、28,965,000円の減であります。

その主な内容としましては、まず、保健衛生費で5,839,000円の増、清掃費で34,804,000円の減額分であります。

次に、予備費は前年同様、10,000,000円を計上いたしました。

よって、歳出合計は、982,300,000円で、前年度に比較いたしまして、32,122,000円の減であります。

なお、構成町の厳しい財政状況ではありますが、平成三十一年度の当初予算につきましては、新規事業といたしまして、財政管理費で、AEDリース料を計上し、東部・西部の管理事務所・火葬場等の施設に配置いたします。

斎場費では、東部聖苑待合室ロビーを、高齢者が多く利用するため、西部斎苑同様、テーブル・イス等を購入するものです。

また、西部斎苑では建設当時から使用しておりました地下タンクの劣化が激しく、油タンクを購入し、地上へ設置するものです。

し尿処理費では、東部衛生センターの投入室ダクト交換修繕につきましては、建設当時から使用しておりますので、経年劣化により交換修繕するものであります。

また、西部衛生センターでは、汚泥槽の中継槽の腐食により、防食修繕を行うものです。

ごみ処理費では、東部クリーンセンターで、建設当時から使用しておりましたエアコンが故障し、業務に支障をきたすため計上するものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これで提案理由の説明を終わります。

---

◇

### ◎一般質問について

○五十嵐 司議長

日程第4一般質問を行います。質問の通告がありませんでしたので、省略いたします。

---

◇

### ◎議案第3号 南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○五十嵐 司議長

日程第5、議案第3号、南会津地方環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

12番鈴木 征君。

○12番 鈴木 征議員

管理者より説明をいただきましたけれども、7ページの議長に申し上げますが、議長。補正予算だけでしょ。



その後おわたら。

○五十嵐 司議長

それは議案の第5号だけですから、補正はもっと後です。

○12番 鈴木 征議員

すると議案第3号ですね。

○五十嵐 司議長

今は議案の第3号をやっていますから、議案第3号について質問あれば。

○五十嵐 司議長

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号 南会津地方環境衛生組合火葬場及び霊柩車使用料条例の一部を改正する条例

○五十嵐 司議長

日程第6、議案第4号、南会津地方環境衛生組合火葬場及び霊柩車使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番室井亜男君。

○5 番 室井亜男議員

これは土地の地目変更ではあるけども、霊柩車使用条例でこの中身は前に聞いたことはありますが、もう1回何のためにやるのか忘れたから、一つ局長なにかお願いします。

○五十嵐 司議長

はい、局長。

○阿久津 正治事務局長

5 番議員の質問に対してお答えします。

火葬場と霊柩車の停めてある駐車を兼用してあります西部斎苑の住所の地番が変更になりましたので、その地目を変更したしだいあります。

○五十嵐 司議長

よろしいですか。

○5 番 室井亜男議員

はい

○五十嵐 司議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎議案第5号 平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）**

○五十嵐 司議長

日程第7、議案第5号、平成30年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番鈴木 征君。

○12番 鈴木 征議員

7ページの補正3号、衛生費でありますけれどもし尿処理費及びごみ処理費の光熱水費の増額補正の要因をもう少し、詳細にといいますか、具体的に説明をいただきたいなというようにお願いします。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長。

○阿久津 正治事務局長

説明いたします。

光熱費ですが、昨年10月1日から新たに東北電力さんと契約いたしまして、前の東北電力さんの検針日が8月15日から9月16日分までが10月分に反映されまして、9月17日から9月30日分が10月に2回請求されたものですから、その分で金額が高くなっている次第であります。

○五十嵐 司議長

はい、12番鈴木 征君。

○12番 鈴木 征議員

そうしますと、光熱水費の電気料だと思うんですけど、電気料の入札をされたかどうか、あるいは随契でもよいですが、なぜこれだけの金額が出てきたのか。

○阿久津 正治事務局長

昨年10月に3社で指名競争入札を行いました。

東部の方で先ほどの請求日の関係で、8月16日から9月15日までが請求が10月分とし

て来まして再度、9月16日から9月30日までが10月分の請求として2回来ました。

西部にいたしましては8月6日から9月5日分までが10月分と請求来まして、その次2回目  
目が9月6日から9月30日が来まして13か月分となりましたのでその分としてですので、  
よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長

はい、12番鈴木 征君。

○12番鈴木 征議員

大変取り組みがよかったと評価します。

3社で入札された結果が出ておりますので、それで、修繕とか多額のものも入札等ができる  
よう善処して、検討してもらいたいと申し上げて終わります。

○五十嵐 司議長

他に質疑ありませんか。

1番大桃 英樹君。

○1番大桃 英樹議員

今ほどの関連でございますが、つまり契約金の関係上ですね、通常ですと新年度に支払って  
いたものを、当該年度に支払うようになったので、この額が増えたという考え方でよろしいで  
すか。

また、当然、新年度ではこの分が少なくなると。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長。

○阿久津 正治事務局長

1番議員の質問についてお答えします。

契約日が、昨年の10月1日から東北電力さんになりまして、その前も東北電力さんだった  
のですが、先ほどのとおり10月に請求が2回来ましたので、その分が増額となっているので  
すが、検針日が8月16日から9月15日分が10月分の請求が来まして支払っています。

また9月16日から9月30日までの半月分が請求きましたので10月分2回来ましたので、  
去年の10月1日から9月30日までは、新しい会社になって契約いたしますので、減額には  
なると思います。検針日の関係で請求日が1ヵ月ずれるためその分の増額となります。

○五十嵐 司議長

はい、1番大桃 英樹君。

○1 番大桃 英樹議員

新電力で契約するとつまりは減額、将来的にはコストダウンを図るのが一番の目的かと。

しかしながら、契約が変わったことにおいて、今回そういったことが発生して、しかしながら、来年度以降はコストダウンが図れると、そのような理解でよろしいでしょうか。

契約が切れた、契約が変わったがために一度請求が来て、その分が増額になってしまったものの、長いスパンで言えば減額になる見込みであるとのことでよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長。

○阿久津 正治事務局長

減額になる見込みでありますので、ご了承ください。

○五十嵐 司議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第6号 平成31年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算

○五十嵐 司議長

日程第8、議案第6号、平成31年度南会津地方環境衛生組合一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番山岸国男君。

○7 番山岸 国男議員

7 番山岸です。

24 ページのごみ処理費の印刷製本費ですが、南会津のごみ分別辞典の改定版で平成26年4月に発行されてますけれども、これを改めて発行するという項目なのかどうか、それが一点。

それから、25 ページの危険ごみの扱いは去年の8月の時に、もう少し収集回数を増やせないかということをお場で申し上げました。

町の担当者のほうに確認しましたところ、南会津町、南郷とか、2つの関係も含めて費用を引き出すということでかなり難しいということをお伺いました。

それで、一般ごみ、それから資源ごみ回収費用等の関係なんですけれども、冬の雪の関係只見町は1月から3月まで資源ごみ回収、段ボールとか古紙類とかはやってありません。

プラ製容器と紙パックこれは収集場所に小屋がありますので、そこに置くことはできますが、町民の方と話をするとペットボトルの収集について1月から3月までないのですが、1月から3月の毎月とは言いませんが、この間に1回だけでも回収、収集できれば非常に助かる。

プラ製容器は月2回収集されています、そのうち一回は紙製容器などの他のプラとあわせた中身なんですけど、もう一回はプラ製容器のみの回収になってます。

プラ製容器のみ回収の時にペットボトルを回収できないかどうか、これは収集車の関係と回収した後の処理に対しても、からんでくると思いますけれども、この辺が物理的に可能なのかどうかぜひ状況を教えていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長。

○阿久津 正治事務局長

お答えいたします。

先ほどの、印刷製本費でございますが、ごみ分別辞典、新しいバージョン31年のバージョンを作りたいと思計上いたしまして520,000円、違反シール143,000円を計上いたしました。

2点目でございますが、ごみの収集の関係なんですけど、危険ごみの関係では見積を依頼しまして、一回の収集あたり224,000円位かかると見積をもらいまして、只見町さんと話し

ましたが、今のところ、危険ごみに関しては年2回でよろしいんじゃないかと担当者と話し合  
いいたしました。

続きまして、段ボール、ペットボトル関係なんですけど、平成24年に合併当時、24年、2  
5年に只見町さんの依頼によりまして、少なくともいいとするということで今まで来ている現  
状になっています。

いつも、西部の構成町さんとは予算査定の中で話はするのですが、量的に少ないので今まで  
通り現状で良いのではないかとということで話はしていますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長

はい、7番山岸 国男君

○7番山岸 国男議員

ペットボトルの回数を1月から3月早いですが、プラ製容器と併せて、3ヶ月の中で2月の  
中間で1回増やすことは物理的に可能なのかどうか、回収車の関係と処理の関係でできるかど  
うかお聞きしたいことと、印刷製本費の31年度版を発行するというので、私の認識では途  
中までですねカセットコンロのガスボンベ、殺虫剤とかスプレー缶、穴をあければいわゆる燃  
えないゴミで出せると理解していたところですが、危険ごみで出すように改定版ではなってい  
るんですね、町民に印刷して配られるので、解りやすく変わったところを、特に大事な所を出  
すに当たっては、そういう印刷方法を検討して欲しいということをお願いには申し上げた  
ところですが、あいうえお順で一つ一つ見るのは大変でして、一目で最初の表紙に近いと  
ころで、もう少し分別で特に変わって、危険な扱いが解るような形で表記していただくとより  
分別がしやすくなるんじゃないかと。

要するに、ごみの減量化そして少なくするには、分別の過程の中で協力していただくとい  
うのは大事ですので、そこに着眼して是非、冊子の方の中身も検討していただきたいと思  
います。

まあ、要望になりますけども以上です。

○阿久津 正治事務局長

再質問に対してお答えします。

先ほど出ました、ペットボトルの収集なんですけど、只見町さんから風と雪がすごくてペッ  
トボトルが風で飛ばされてしまうということがありましたので、1月から3月までは収集しなく  
てもいいですよと只見町さんから、話を頂いたものですから、今のところはそうしてい  
ますが、今後、再度構成町さんと担当者と話しまして1月から3月までの収集はどうしま  
すかと協議

したいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

先ほど言われたごみ分別辞典の件ですが、4月以降構成町さんと担当者レベルで再度話し合  
っていきたいと思います。

カセットガスの穴あけですが、穴をあけて頂いて危険物で収集するようになっています。

以前に爆発したことがありますので、あくまで危険物で収集を行っている次第でございます。

以上でございます。

○7番山岸 国男議員

ペットボトルの関係では、確かにこれまではビン類とペットボトルとは表に置いてそれぞれの  
の回収所で集落の中で担当者を決めて、分別に協力しています。

1月から3月までは1回だけとはなぜかと言うとプラ製容器を合わせても夏場みたいには、  
量が多くならないと思うんですね。

それで、収集の小屋の中に納まるんじゃないかと私は判断をしてるんですが、表では当然無  
理です。

小屋の中で可能であればということを含めて、3か月の中での1回、小屋の中に置くと、そ  
の前提で相談をお願いしたいと思います。

先ほども危険ごみの話をしましたけども、それは26年4月に改訂版あります。でこの表紙  
のとおりですね、燃えるごみはこういうふうに出してとかあるんですが、ここにいわゆる集め  
てて、危険ごみの扱いと燃えないゴミの扱いと分別されてないとなると現場で作業している人  
たちはわかると思うんです。

そういう点ではこういう物をきちんと分別して下さいよと、解りやすい様な形でここに書く  
検討をお願いしたいというお願いです。

以上です。

○阿久津 正治事務局長

再質問に答えます。

分かりました、再度、構成町さんと担当と集まりまして、検討いたしますのでご理解よろしく  
お願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長

他に質疑有りませんか。

はい、5番室井 亜男君



○室井 亜男君

管理者の説明が色々あったと思いますが、全体的に今年の予算が32,122,000円ほど減額をするということでございますが、全体的に30,000,000円昨年よりも予算が少なくなった事の理由をどのようになって、どうなったか説明があったのはあったんですが、解釈がわからないところがありましたので一つ、32,122,000円が昨年よりも少なくなった説明をまずお願いします。

もう一つは、収入面で南会津町が昨年よりもどのくらい少なくなったか、32,000,000円のうち、下郷町の分担金はどの位その比率になっているのか、南会津が一番出しているわけですから、南会津町が一番少なくなる、昨年よりもどのくらいずつ、少なくなったのか、ちょっと教えていただきますようお願いいたします。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長

○阿久津 正治事務局長

5番議員の質問についてお答えします。

32,000,000円ほど少なくなった理由は、ごみ処理費で昨年より32,000,000円ほど少なくなっております。

あと、詳しく説明いたしますと、昨年西部クリーンセンター屋根修理、12,000,000円ほどかかりましたが、修繕が済みしました。

あと、東部のごみ処理施設ダスト混練機、17,000,000円ほど計上していましたが、それが修繕工事終わりましたので減額になっております。

続きまして、分担金でございますが、南会津町分担金で20,256,000円減額、下郷町で6,339,000円減額、只見町で4,882,000円の減額になっておりますよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長

他に質疑ありませんか

はい、12番鈴木 征君

○12番鈴木 征議員

室井さんの関連でございますけれども、まず一点は、分担金は先ほど申し上げましたように、31,477,000円の主な内容は局長より話ございましたけれども、分担金は前々年度の処理量基準として計算されたものと理解しておりますけれども、この南会津町で20,256,

000円、それから下郷で6,339,000円、只見町が4,882,000円という算出根拠は、議会承認で人口割それからあとは前々年度の実績で出されているものと私は理解しておりますが、申し上げましたのは、只見にはごみとか、下郷には火葬とか、そういっただけではないと思うんです。

ここに列記されてる説明欄にあるように、一番上には議会総務費それは人口割、後のし尿処理、ごみ処理場、火葬場については前々年度の実績で算出するものとする理解しておりますが、確認の意味でお答えください。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長

○阿久津 正治事務局長

12番議員にお答えします。

分担金の規定でございますが、総務費で平成27年10月1日の国勢調査の人口割で分担金を算出しております。

火葬なんです、平成29年度実施件数により分担金の基数を算出しております。

し尿処理施設では、平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査の数字で分担金の基数で算出しています。

ごみ処理においては、平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査の数字で分担金の基数で算出しております。

以上でございます。

○12番鈴木 征議員

わかりました、歳出で一つ教えてください。

23、24、25ページの衛生費のし尿処理とごみ処理の関係でございますが、歳出で特に修繕費が減額となっております。これは、年次計画に基づいてやっておられるものでしょうか、確認です。

それと、修理あるいは委託関係は、修理などは年々老化していますので修理が減ったということは施設の維持管理に今後、影響はないのかどうか、という懸念する危惧するわけでございますけど、これも確認の意味で一つお聞きしたいなと思います。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長

○阿久津 正治事務局長

12番議員の再質問にお答えします。

修繕費のからみですが、長期計画に基づいて行っておりますが、その都度ある程度生き物でございまして、壊れた時は直すと、10年計画でスパンは持っていますのでその中でやっております。

31年度は、減額しておりますが32年度は上がるかもしれないという形で長期計画の中です。ありますのでご了承いただきたいと思っております。

○12番鈴木 征議員

22、23、24ページの歳出の中で光熱水費がし尿処理もごみ処理も増額になっています。

この要因はおそらく今度消費税が10%に引き上げられるので消費税を見ているのかどうか分かりませんが、増額の理由を教えてくださいたいと思っております。

○五十嵐 司議長

はい、事務局長

○阿久津 正治事務局長

光熱費なんですけど、増額になっている分は、10月から消費税が10%になりまして、2%の増となっておりますのでその分増額になっておりますのでよろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎閉会の宣告**

○五十嵐 司議長

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

平成31年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成            年        月        日

議            長

署 名 議 員

署 名 議 員